

独立行政法人水産大学校の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成16年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、常勤役員報酬の増減は行わなかった。 〕

役員報酬基準の改定内容

法人の長	〔	俸給月額を0.3%引き下げ。	〕
		期末特別手当の支給割合を0.05月分引き上げ。	
理事	〔	俸給月額を0.3%引き下げ。	〕
		期末特別手当の支給割合を0.05月分引き上げ。	
監事(非常勤)	〔	改定なし。	〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	15,335	11,880	3,218	237 (調整手当)	17.4.1	
理事 (1人)	15,853	10,104	4,459	1,212 (調整手当) 78 (通勤手当)	17.4.1	
理事 (非常勤) (1人)	該当なし			()		
監事 (1人)	該当なし			()		
監事 (非常勤) (2人)	376	376	-	- ()	17.4.1	

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	12,113	4 0	17.3.31	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会において、在職した期間に係る業績評価が行われ、業績勘案率が1.0と決定された。なお、支給額(総額)は、16年度に一部支給された10,255千円を含む総額である。
理事A					該当者なし
監事A (非常勤)					該当者なし
監事B (非常勤)					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項
人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積り、その他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	<p>普通昇給：現に受けている号俸を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。</p> <p>特別昇給：職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合等には年度計画人員の15%を超えない範囲で、特別昇給させることができる。</p> <p>ただし、教育職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、同俸給表の適用職員の3%を超えない範囲で、別途実施できる。</p>
賞与：勤勉手当 (査定分)	<p>職員の勤務成績に応じ、140/100(特定幹部職員にあっては、180/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。</p>

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

〔 職員俸給月額について、0.3%引き下げ。
扶養手当のうち配偶者分を月額500円減額。
勤勉手当を0.05月支給割合を引き上げ。 〕

2 職員給与の支給状況
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	166	44.2	7,190	5,192	53	1,998
事務・技術	29	41.6	6,046	4,389	61	1,657
教育職種	72	47.9	8,461	6,057	95	2,404
船舶(一)職種	27	40.9	7,505	5,473	0	2,032
船舶(二)職種	31	38.4	5,505	4,023	0	1,482
労務職種	7	54.6	5,104	3,721	34	1,383

注1：該当がない区分(在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員)及び区分中の職種(研究職種、医療職種(病院医師・病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員))は省略した。

注2：事務・技術及び教育職種以外の職種の業務内容は次のとおり。

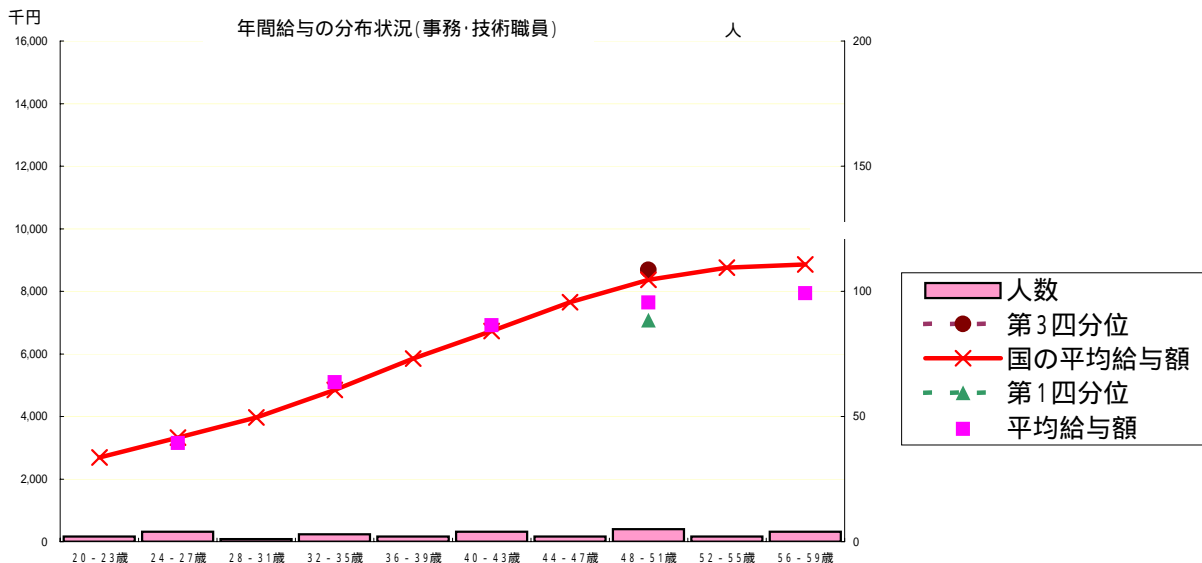
船舶(一)：国の海事職(一)に相当する職種であり、練習船に乗り組む士官で乗船学生の教育業務等を行う。

船舶(二)：国の海事職(二)に相当する職種であり、練習船に乗り組む部員で甲板部、機関部、司厨部の業務を行う。

労務職種：国の行(二)に相当する職種であり、用務、舟艇管理、電話交換等の業務を行う。

注3：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)
 (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注1 : の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2 : 20～23歳、28～31歳、36～39歳、44～47歳、52～55歳における該当者が、それぞれ2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額を示す点を表示していない。

注3 : 該当者が4人以下の年齢階層については、第1、第3分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
本部課長	5	51.5	8,402	8,690	8,608	8,690	8,690
本部課長補佐	2	52.0	-	-	-	-	-
本部係長	15	44.5	5,529	7,079	6,332	7,079	7,079
本部係員	7	25.5	2,596	3,084	2,970	3,084	3,084

注:本部課長補佐グループについては、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与の平均額については記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐	課長
人員	29	6	1	7	8	4	3
(割合)		(20.7%)	(3.4%)	(24.1%)	(27.6%)	(13.8%)	(10.3%)
年齢(最高～最低)		28 22	28 22	48 32	59 42	57 48	58 41
所定内給与年額(最高～最低)		2,255 1,887	2,255 1,887	4,398 3,387	5,383 4,768	6,363 5,060	6,788 5,992
年間給与額(最高～最低)		3,084 2,581	3,084 2,581	6,057 4,677	7,582 6,767	8,690 7,148	9,214 8,230

注:2級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	~	~	~
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	66.3	67.5	66.9
	最高～最低	39.7～30.9	36.0～30.4	35.7～31.2

注:管理職員には、公表すべき該当者がいないため、すべての事項について記載していない。

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

93.3

对他法人(事務・技術職員)

86.9

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「对他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項
特になし

総人件費について

区分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増減	中期目標期間開始時(平成13年度)からの増減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,436,682	千円 1,427,980	千円 (%) 8,702 (0.6)	千円 (%) 118,089 (8.2)
退職手当支給額 (B)	千円 141,834	千円 154,980	千円 (%) 13,146 (8.5)	千円 (%) 50,886 (35.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 39,614	千円 41,668	千円 (%) 2,054 (4.9)	千円 (%) 3,286 (8.3)
福利厚生費 (D)	千円 173,019	千円 163,983	千円 (%) 9,036 (5.5)	千円 (%) 7,217 (4.2)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 1,791,149	千円 1,788,611	千円 (%) 2,538 (0.1)	千円 (%) 63,272 (3.5)

総人件費について参考となる事項

対前年比増減の要因

- ・給与、報酬等支給総額について、平成16年度までは理事を非常勤としていたが、平成17年度から常勤としたため、増額となった。
- ・福利厚生費について、平成16年度に発生した公務災害が平成17年度に補償金が確定し、当該職員に支払ったため、増額となった。

人件費削減の取組の進捗状況

ア 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、5%以上の人件費削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

イ 基準年度の「給与、報酬等支給総額」

1,436,682千円である。

法人が必要と認める事項

特になし